

第2次

嵐山町教育振興基本計画

2025 ● —→ 2029

(令和7年度～令和11年度)



令和7年4月
嵐山町教育委員会

はじめに

嵐山町教育委員会では、令和2年4月、町長が定めた嵐山町教育大綱を踏まえ「嵐山町教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、「子育てなら嵐山町」、「教育なら嵐山町」、「住み続けるなら嵐山町」という3つの基本目標の下、各施策を推進してまいりました。

今日、私たちを取り巻く社会環境は今までにない速さで変化しています。少子高齢化や社会の担い手不足、また一方では急速なグローバル化や超スマート社会の進展、さらには頻発する自然災害への対応と、問題は多様化・複雑化し、ますます将来の予測が困難な時代となっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により私たちの生活様式が大きく変化しました。感染拡大が収束した後にも、私たちの意識や価値観は変化し、オンラインの浸透などをはじめ、社会生活全般の大きな変化につながりました。それに伴い、子供たちを取り巻く環境も大きく変わっており、不登校の増加、教育格差やヤングケアラーなど、教育に関する課題は多様化・複雑化しています。

子供たちが、このような予測困難な社会を生き抜くためには、新たな価値を創造し、自らの人生を切り拓く力を身につけるとともに、一人一人が主体的に社会に関わり、社会や時代の変化に柔軟に対応することが必要です。また、人生100年時代を迎えようとしている今、高齢者から若者まですべての世代が生涯にわたって学び、活躍できる社会の実現が求められています。

これらの背景を踏まえ、本町では、町の最上位の計画である「第6次嵐山町総合振興計画（2021→2030）」と「嵐山町教育大綱」のもと、「第2次嵐山町教育振興基本計画（2025→2029）」を策定いたしました。

本計画においては、「人を育み、未来を拓く嵐山教育」を基本理念とし、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となる子供たちを育てるとともに、誰もが生涯にわたって学べる環境づくりを、学校・家庭・地域と連携し着実に推進してまいります。

また、本計画期間中には、町の最重要課題でもある学校統合が位置づけられます。これは現在の小学校3校を1校に、中学校2校を1校に統合し、新たな校舎を建設するもので町の一大事業となります。教育環境を充実させ、未来を担う子供たちを育成することは、町の将来にも大きく関わるもので、町の皆様をはじめ関係する方々のご理解とご協力のもと、着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本町の教育振興にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年 4月

嵐山町教育委員会

■ 目次

第1章 序 論

1	教育振興基本計画とは	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の対象期間	2
4	計画の位置付け	2
5	計画の進捗管理	3

第2章 第1次計画（令和2年度～令和6年度）の振り返り

1	基本目標Ⅰ 子育てなら嵐山町	4
2	基本目標Ⅱ 教育なら嵐山町	5
3	基本目標Ⅲ 住み続けるなら嵐山町	9

第3章 嵐山町の教育の現状と課題

1	嵐山教育の概要	13
2	就学前教育・子育て支援	14
3	学校教育	16
4	教育環境	19
5	教育委員会運営	20
6	生涯学習	20
7	知識の森嵐山町立図書館	22

第4章 第2次計画の構成

1	基本理念	24
2	基本方針	25
3	施策の体系	26



第5章 施策の展開

目標1	確かな学力の育成	・ ・ ・ ・ ・	28
目標2	豊かな心の育成	・ ・ ・ ・ ・	29
目標3	健やかな体の育成	・ ・ ・ ・ ・	31
目標4	多様なニーズに対応した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	32
目標5	質の高い学校教育を推進するための環境の充実	・ ・ ・ ・	33
目標6	家庭・地域との連携による教育力の向上	・ ・ ・ ・ ・	35
目標7	生涯にわたる学びの推進	・ ・ ・ ・ ・	36
目標8	文化芸術活動とスポーツ・レクリエーション活動の推進	・ ・	37

資料	用語の説明	・ ・ ・ ・ ・	41
----	-------	-----------	----



第1章 序 論

1 教育振興基本計画とは

教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

第2次嵐山町教育振興基本計画は、町長が策定した「第3期嵐山町教育大綱」を尊重し、教育委員会事務局や関係部署での協議を踏まえ、教育委員会で策定しました。これは、町の最上位の計画である「第6次嵐山町総合振興計画」の「教育」の部分を担当するものであり、今後5年間を通して目指す方向性や基本理念を示し、施策を体系化したものです。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画策定の趣旨

嵐山町教育委員会では、令和2年4月に町長が定めた嵐山町教育大綱を踏まえ、「嵐山町教育振興基本計画」を策定しました。令和2年度から令和6年度まで、この計画に基づき「子育てなら嵐山町」、「教育なら嵐山町」、「住み続けるなら嵐山町」という3つの基本目標について、各施策を推進してまいりました。

この5年間の間に私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しました。少子高齢化や社会の担い手不足、また一方では急速なグローバル化や超スマート社会¹⁾の進展、さらには大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大なども人々の生活に大きな影響を与えました。教育に関する問題の多様化・複雑化し、ますます将来の予測が困難な時代となっています。

また、令和3年には町の最上位の計画である「嵐山町総合振興計画」が改訂され新たな10年計画がスタートしました。

そこで、前教育振興基本計画の対象期間の終了のこの機に、予測困難な社会の状況と、第3期嵐山町教育大綱、及び第6次嵐山町総合振興計画を踏まえ、新た

に「第2次嵐山町教育振興基本計画」を策定するものです。この計画に沿って事業を推進し、本町の教育の一層の振興を図ります。

3 計画の対象期間

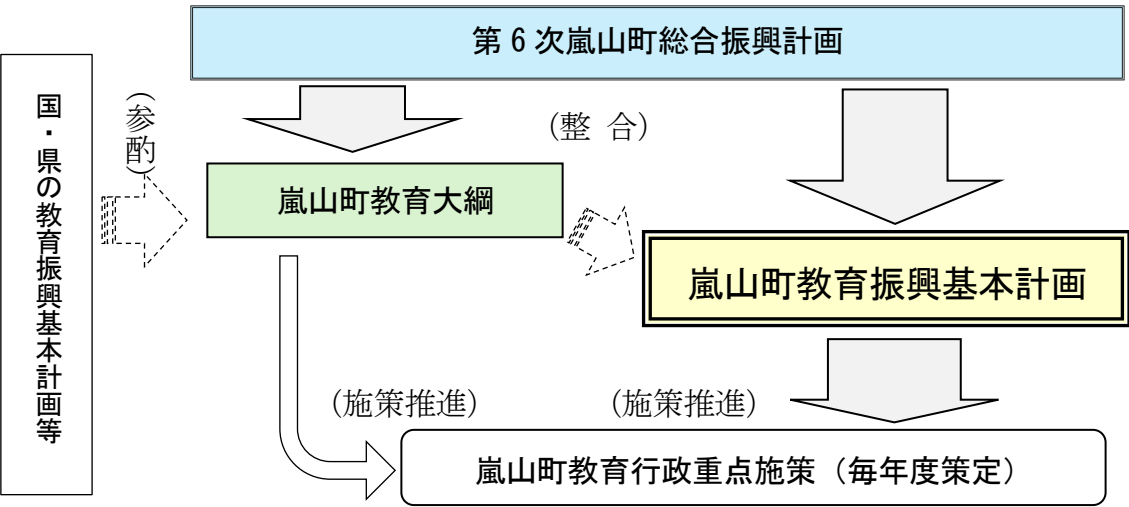
本計画の対象期間は、嵐山町教育大綱の期間と一致させ、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
第6次嵐山町総合振興計画										
第2次嵐山町教育大綱				第3次嵐山町教育大綱						
嵐山町教育振興基本計画				第2次嵐山町教育振興基本計画						

4 計画の位置付け

この計画は国及び埼玉県教育振興基本計画の内容を踏まえ、町長が定める教育大綱を尊重した内容になっています。また、町の最上位の計画である「第6次嵐山町総合計画」の教育委員会所管事務を対象とします。

また、年度ごとに重点施策として重点的な取り組みを示します。



5 計画の進捗管理

本計画の基本理念及び基本目標などを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。そのためにも「計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－見直し（Action）」を確立していきます。

PDCA サイクルの運用にあたっては、毎年実施している教育委員会点検・評価により事業の妥当性や整合性について検証を行います。その検証結果は学識経験のある第三者に評価していただいたのち、議会への報告とホームページへの公開を行います。そして、その評価結果に基づき、次年度以降に具体的に取り組む各種事業を検討していきます。



第2章 第1次計画（令和2年度～令和6年度）の振り返り

1 基本目標Ⅰ 子育てなら嵐山町

（１）基本施策 「すこやかな発育支援」

成果

- 子育て世代包括支援センター²⁾の機能を活用し、福祉、健康関係課と連携した支援をスタートさせました。
- 発達障害等早期支援対策事業により、臨床心理士を幼稚園・小学校・中学校に派遣し、幼児・児童・生徒及び保護者への支援を行いました。
- 指導主事が、幼稚園・保育園に出向き、就学に関する情報交換や保護者相談を実施しました。

課題

- 嵐山町子ども家庭支援センター³⁾の運用により支援体制の充実が進んでいるので、更なる効果的は活用方法を福祉部局と検討していきます。

（２）基本施策 「幼児教育・保育の充実」

成果

- 幼稚園の3年保育を新たに実施し、幼児教育の充実を図りました。
- 幼稚園では体験活動を充実させました。園の教育目標達成に対する保護者の評価は肯定的が100%になりました。

課題

- 幼稚園の取組を、家庭・地域に発信する工夫が必要です。
- 幼稚園と地域、関係機関、民間企業への連携を一層進めたいと思います。

（３）基本施策 「子育て家庭の支援」

成果

- 放課後子供教室「スイミー」⁴⁾の取組により、子供たちの居場所ができるとともに、子育てと仕事との両立支援を推進しました。

課題

- ボランティアスタッフの確保や、学童保育室との連携に課題がみられます。

(4) 基本施策 「地域で関わる子育て支援」

成果

- 社会教育委員会議で「すこやか子育て宣言」を作成し、保護者への説明や全戸配布にて町の皆さんへの周知を図りました。
- 町内全校をコミュニティ・スクール⁵⁾とし、地域総がかりでの子育て支援を行う体制を整えました。

課題

- 安心・安全の拠点「こども110番の家」⁶⁾の負担が大きいこと、登録件数が減少が課題となっています。

2 基本目標Ⅱ 教育なら嵐山町

(1) 基本施策 「確かな学力を育む教育の推進」

成果

- 埼玉県学力・学習状況調査⁷⁾の分析・活用法の研修会等を各校で開催し指導方法の改善を進めてきました。
- 嵐山町学力向上推進プランを策定し、授業の基盤づくりを推進しました。
- 小中一貫教育推進講師を町独自で配置し、担任とのチームティーチングを行うことで主体的・対話的で深い学び⁸⁾の実現に向けて取り組みました。
- OGIGA スクール構想⁹⁾により、1人1台のタブレット端末が導入されたことにより、授業の形態が大きく変わりました。

課題

- 令和6年度全国学力・学習状況調査¹⁰⁾の結果（正答率）では小学校6年生は国語・算数とも全国平均を越えましたが、中学校3年生は数学が全国平均に及びませんでした。
- 令和6年度埼玉県学力・学習状況調査の結果（正答率）では、中学校2・3年生の国語が県平均を越えましたが、他の学年・教科は県平均とほぼ同じか、平均に及びませんでした。引き続き、基礎基本の確実な定着が課題です。
- ICTの活用により指導方法の改善が進んだ一方で、主体的・対話的で深い学びが実現できる指導方法を検討していく必要があります。

（２）基本施策 「豊かな心と社会性を育む教育の推進」

成果

- いじめ防止、不登校の未然防止や早期発見・対応を図るための相談体制の整備を行いました。（教育相談室、スクールソーシャルワーカー（SSW）¹¹⁾の活用）
- Hyper-QU テスト¹²⁾を小学校５年生から中学校３年生までに導入し、よりよい学級づくりや、人間関係づくりを図りました。
- 不登校児童生徒に対する個別の支援として、オンライン学習の活用や広域適応指導教室¹³⁾、嵐山町子ども家庭支援センターなどと連携し学びの場を創出しました。
- 校内支援センター（Special Support Room）¹⁴⁾を町内４校に設置し、教室に入ることができない児童生徒の学びの場を創出しました。このことにより学校に来ることができる児童生徒も増えました。
- コロナ禍のため中止していた、中学生職場体験活動を再開しました。これにより豊かな心の醸成と社会性の育成を図りました。

課題

- いじめ認知件数は令和５年度末、小学校２３件、中学校１２件でした。また小中学校の解消率は９１．４％で、１００％には至りませんでした。
- 不登校児童生徒数は年々増加しており、小学校は１６名、中学校では３６名で（ともに令和５年度末）、中学校は特に深刻です。
- Hyper-QU テストによる学級風土の分析や、「わかる授業」の実践により、新たな不登校を生まない取組が今後の課題です。

（３）基本目標 「健やかな体を育てる教育の充実」

成果

- 学校給食では嵐山産の野菜類（嵐山産米１００％、野菜２７．１％：令和５年度）の活用により、地産地消と食への関心を高めることに努めました。
- 体育資料・教材の共有化を図り、園・学校を越えて、質の高い体育授業の推進を図りました。
- 保健指導においては、学校職員と、産婦人科医、学校薬剤師等と連携しながら指導の充実を図りました。

課題

- 令和６年度新体力テスト¹⁵⁾では、総合評価（Ａ～Ｅまで５段階）の分布が小中学校では概ね良好でしたが、中学校男子は低位に位置する生徒が多く、大きな課題です。

（４）基本施策 「幼・保・小・中連携の充実」

成果

- 小学校と幼稚園・保育園の教職員が互いの指導を参観する場を設け、幼・保・小の滑らかな接続が進むよう取り組みました。
- 小学校への就学に際し、幼・保・小の教職員の情報交換会や、就学支援委員会などの場を設け、就学する子供たちの情報共有を図りました。
- 小中一貫教育推進講師を配置し、小中学校間の指導の接続を進めました。

課題

- 幼稚園は公立のため、日頃からの連携が取れますが、保育園は担当部局も違うので、どうしても特別の機会を設けたときだけの連携になる傾向があります。

（５）基本施策 「特別支援教育の充実」

成果

- 令和６年度現在、特別支援学級は小学校 11 学級、中学校 5 学級、通級指導教室¹⁶⁾は 6 学級配置し、多様なニーズに対応できる体制を整えました。通級指導は県のモデルケースとして研究に取り組んでいます。
- 発達障害等早期支援対策事業により、臨床心理士を幼稚園・小学校・中学校に派遣し、幼児・児童・生徒及び保護者への支援を行いました。（再掲）
- 特別支援学級補助員を町で配置し、支援の充実を図りました。

課題

- 特別支援教育のニーズが増加する中、指導する教員の指導力向上が課題です。また、すべての教員が特別支援教育の視点を持って子供たちの教育に携わることが大切です。

（６）基本施策 「グローバル化に対応できる教育の推進」

成果

- 小学校外国語活動において、担任と ALT¹⁷⁾ と小中一貫教育推進講師（英語）がチームとなって授業を展開し、指導の充実を図ることができました。

課題

- 中学生英語力向上事業（英検受検支援）は凍結しています。

(7) 基本施策 「家庭と地域で育む教育の推進」

成果

- 町内全校をコミュニティ・スクールとし、地域総がかりでの子育て支援を行う体制を整えました。
- 社会教育委員会議で「すこやか子育て宣言」を作成し、保護者への説明や全戸配布にて町の皆さんへの周知を図りました。
- 学校応援団により、地域見守り活動や授業支援、環境整備の支援など地域に支えられた学校づくりが進みました。
- 嵐山町部活動在り方検討委員会を立ち上げ、これからの学校部活動の地域移行、地域クラブ活動¹⁸⁾の展開について、関係者と協議を始めました。

課題

- コミュニティ・スクールは導入 1 年であり、新たな組織ができ、活動が始まったばかりです。その学校独自の取組や、地域との連携、活動の在り方の研究がこれからも必要です。
- 学校部活動の地域移行、地域クラブ活動の展開は課題も多く、今後の国、県の動向を注視しながら進めることになります。

(8) 基本施策 「安全で快適な教育環境の整備」

成果

- よりよい教育環境の実現のため、学校再編基本計画を策定しました。小学校を 1 校に中学校を 1 校に統合し、新しい校舎を現菅谷小学校の場所に新設します。学校の設置条例も改正し、令和 11 年 4 月開校が正式なものとなりました。
- 新校の基本設計業者を選定し、設計作業を進めています。
- 統合準備委員会を組織し、統合に関する様々な検討を始めました。
- 避難所として活用する菅谷中学校体育館に、空調設備を設置する予算確保と工事計画を策定しました。
- OGIGA 端末が円滑に活用できるよう、通信環境を改善しました。
- 統合型校務支援システム¹⁹⁾を導入し、教職員の負担軽減を図りました。
- 子供たちの新校に対する思いを、議場発表会という形で実現しました。

課題

- 現状の校舎の老朽化が著しく、修繕が十分に追いつけない状況にあります。
- 特にトイレの洋式化は、必要最低限の工事と簡易設置型のものに対応しているものの、大きな改善には至っていません。

3 基本目標Ⅲ 住み続けるなら嵐山町

(1) 基本施策 「人権を尊重するまちづくりの推進」

成果

- 町民の皆様を対象とするものや、全教職員を対象とする人権教育研修会を毎年実施してきました。また、小川町、滑川町と連携して学校管理職を対象とした人権教育研修会、教職員を対象とした現地研修会を実施してきました。
- ふれあいじゅく（小学生対象）や、ふれあい講座（一般対象）の活用を通して人権意識の醸成を図ってきました。

課題

- インターネット上での誹謗中傷や人権侵害の書き込みなど、新たな人権問題が大きな課題となっています。引き続き、差別のないまちづくりに向け、取り組む必要があります。

(2) 基本施策 「安心で活力ある地域づくりの推進」

成果

- 地域でのあいさつ運動や見守り活動など、地域の教育力を活かした子育て・家庭教育支援を進めました。
- ふれあい交流センターを学びの拠点として、各種講座を実施、地域人材の育成と活力ある地域づくりに取り組みました。

課題

- コロナ禍で、中止または縮小された、ふれあい交流センターの講座の開催回数、内容の充実、参加者の確保が課題です。
- コミュニティ・スクールをすべての学校に導入しました。この取り組みを充実させ、地域の活性化までつなげることが今後の課題です。

(3) 基本施策 「家庭・地域で若者の健全育成の推進」

成果

- 教育相談室の開設や、嵐山町子ども家庭支援センター（福祉課）などとの連携や、SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用により、不登校や悩みを抱える子供たちへの支援に取り組みました。
- 中学生社会体験事業など、地域の教育力を活用した事業により、健全育成を推進しました。

課題

○不登校児童生徒数の増加が大きな問題となっています。誰一人取り残さない学びの場の提供と、新たな不登校を生まない学校づくりが大きな課題です。

(4) 基本施策 「親しみのもてる生涯学習の推進」

成果

○町内社会教育施設を活用した放課後子供教室「スイミー」の実施により、平日の子供たちの居場所づくりとともに、地域の大人との交流により、地域の教育力の向上にもつながりました。

○ふれあい交流センター講座、蝶の里町民講座の開設により生涯学習の場の確保に努めました。

○杉山城跡における森林ボランティア育成事業を実施してきました。杉山城跡保存会の協力の下、中学生が授業の一環として文化財保存活動のボランティアを毎年行っています。

課題

○各種講座の開催については、指導者の確保が課題です。指導者の高齢化も進む中、新たな指導者の発掘や育成が求められています。

○杉山城跡における森林ボランティア育成事業は、史跡に隣接する中学校の生徒が活動の中心です。学校統合が決定しているので、今後の継続が課題です。

(5) 基本施策 「スポーツ・文化活動の推進」

成果

○春の「町民スポーツの日ヘルシースポーツ・フェスティバル」と、以前からの町民体育祭に代わり、誰でも参加できる「秋のスポーツフェスティバル」を開催しました。多様な種目を用意したため、小学生から高齢者まで多くの方がスポーツに親しめました。令和6年度は埼玉西武ライオンズとも連携し取り組みました。

○町内各学校の児童生徒の作品と、町内文化団体の作品展を、「嵐山まつり」のなかで女性教育会館（NVEC）をお借りして実施しています。また、芸能については、同会場ホールにて発表の機会を作ってきました。

○郷土の偉人である「畠山重忠」を通して地域の歴史文化を学ぶため、B&G 財団の助成制度を活用し、「偉人マンガ 畠山重忠」を作成しました。町内全児童生徒に配布し、また各施設にも寄贈しました。一般販売も行っています。

課題

- スポーツフェスティバルにおいては、地区単位で参加できる種目や運営方法の検討、また参加者の確保が課題です。
- 文化作品の展示や芸能発表会は、女性教育会館（NVEC）研修棟を利用しています。同施設の縮小の方針が出されているため、今後の継続の方法の検討が必要です。
- 偉人マンガは、小中学校の授業の中で効果的に活用することが大事になります。

（６）基本施策 「暮らしに役立つ図書館づくりの推進」

成果

- 令和５年３月には「第２次子ども読書活動推進計画」を策定しました。子供に対する読書活動推進が評価され、令和５年度「子供の読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受賞しました。
- 令和４年度から電子図書館がスタートしました。令和５年度末登録者数 269 人、蔵書 2925 冊です。令和６年度からは、すべての児童生徒が GIGA スクール構想で配備した１人１台のタブレット端末で電子書籍が読めるよう、読み放題パックを導入しました。
- 雑誌スポンサー制度の活用により、町民の皆様への雑誌閲覧環境の充実を図ることができました。（令和５年度末 スポンサー６社 19 雑誌提供）

課題

- 図書館の利用者の利便性を図ることと、利用者の増加が求められます。
- 図書館施設の老朽化も部分的にみられるようになり、修繕が必要になっています。
- 電子図書館の登録者の年齢層に偏りがあります。10 代から 20 代の若者層と 70 代以上の方への働きかけが必要です。

（７）基本施策 「地域を学び、まちを支える人づくりの推進」

成果

- 子ども大学において、町の史跡・文化財をめぐるコースを開講し、地域を学ぶ機会を設けています。
- 社会科副読本の改訂を機に、デジタル教科書化し、動画等豊富なコンテンツで地域を学ぶことができるようにしました。
- 郷土の偉人である「畠山重忠」を通して地域の歴史文化を学ぶため、B&G 財団の助成制度を活用し、「偉人マンガ 畠山重忠」を作成しました。（再掲）

○スポーツフェスティバルにおいて、ウォーキングと観光ガイドとともに「地域を学ぶ」ことをコラボした種目を設定しました。

課題

○地域を学ぶための講座の開設に向けた指導者の確保が課題です。

○多くの方が、気軽に参加できる「学びの場」の創出が求められています。

○学校教育活動の中にも、地域を学ぶ場面を位置づけて、まちで育つ子供たちすべてに、地域への誇りと愛着を持たせることが大切です。



第3章 嵐山町の教育の現状と課題

1 嵐山町教育の概要

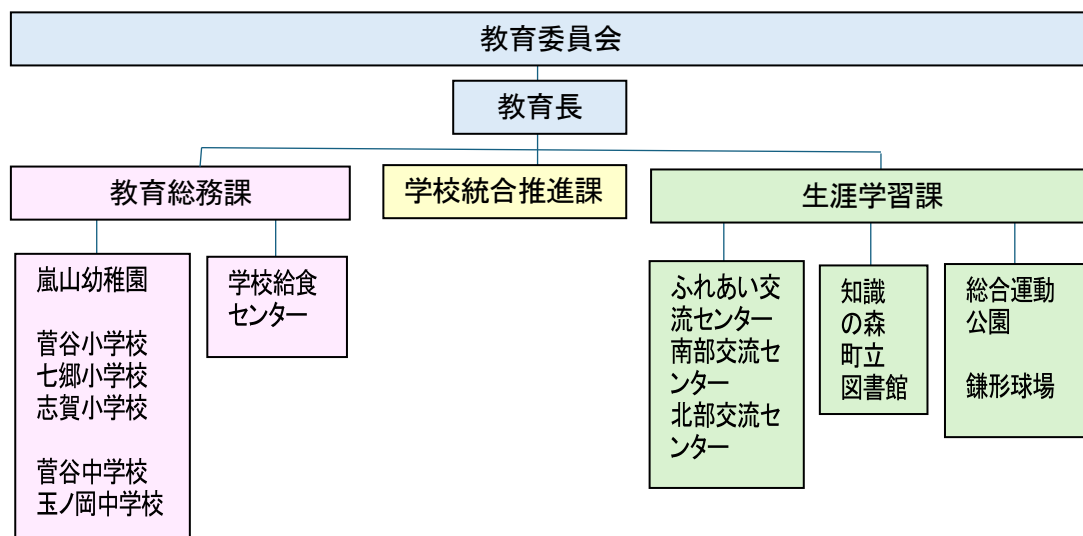
- 本町には、町立幼稚園 1 園、町立小学校（菅谷・七郷・志賀）3校、町立中学校（菅谷・玉ノ岡）2校があります。
- 令和6年4月1日現在、町立幼稚園園児数は 52 人、また、令和6年5月1日現在、小学校児童数は、683 人、中学校生徒数は 355 人、教職員数は小・中学校併せて 122 人（含：町費負担教職員）となっています。
- 学校給食センターは 1 施設で、町内 5 小・中学校と、幼稚園に給食を提供しており、食数は約 1,100 食／日、調理業務は平成 23 年度から民間委託で実施しています。
- 社会教育施設は、交流センター 3 館、図書館 1 館があります。体育施設は、野球場（1）、体育館（1）、運動場（1）、多目的広場（1）等があります。
- 文化財においては、国史跡の杉山城跡や国登録有形文化財の銅造阿弥陀如来及両脇侍立像など国・県・町指定文化財等が 50 件あります。
- 教育予算（子ども・子育て支援事業予算を除く。）では、令和6年度一般会計当初予算額は 594,517 千円で、前年に比べ約 2.22%（12,931 千円）の増、また一般会計予算全体に占める割合は 9.29%となっています。
- 教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された合議制の執行機関です。
- 嵐山町教育委員会は、教育長と 4 人の教育委員により組織され、教育長の指揮監督のもと、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、教育行政を推進しています。
- 嵐山町教育委員会事務局は、教育総務課、学校統合推進課、及び生涯学習課において、学校教育や学校統合、生涯学習、文化、スポーツの振興などに関する事務を一体的に行っています。

《過去5年間の当初予算における教育費と一般会計予算に占める割合》

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教育費	516,510 千円	542,220 千円	532,204 千円	581,586 千円	594,517 千円
比率	8.11%	9.00%	8.62%	9.00%	9.29%



《教育委員会組織》



2 就学前教育・子育て支援

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を確立する最も大切な時期にあたり、町立幼稚園をはじめ、町内私立保育所では乳幼児の発達の段階に適した環境づくりに努め、心身ともに健やかな子供の育成に取り組んでいます。

社会の変化に伴い、小学校との連携、幼児教育と保育の連携、発達支援など、保護者のニーズに応えられるような施策の一層の推進が求められています。

本町では、地域全体で子育てを支える体制づくりとして、子育て支援の拠点整備を進めてきました。令和6年4月には、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターを開設しました。

《教育・保育の実績》

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	0歳	1・2歳	
人数	133	192	12	89	129	172	12	85	103	171	14	87

	令和5年度				令和6年度			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	0歳	1・2歳	
人数	90	162	18	86	78	147	12	84

《教育・保育の今後の見込み》

(単位:人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
人数	74	169	49	77	70	159	47	85	71	163	47	78

	令和10年度				令和11年度			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
人数	63	143	46	78	66	150	45	76

《町立幼稚園入所数の推移》

(各年度5月1日現在、単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
人 数	年中	年長	年中	年長	年中	年長	年中	年長
	44	33	42	45	34	44	25	35

	令和5年度			令和6年度		
人数	年小	年中	年長	年小	年中	年長
	19	14	27	15	22	15

※令和5年度から
年小(3歳児)の
入園を始めた。

《嵐丸ひろば、ファミリー・サポート・センター利用者の推移》

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
嵐丸ひろば (延べ人数)	11,378	4,362	5,784	5,536	5,309
ファミリー ・サポート ・センター (会員数)	214	209	210	179	166

※令和6年度9月現在嵐丸ひろば利用者 2,678 人 ファミリー・サポート・センター会員数 175 人



3 学校教育

(1) 児童生徒数の推移

本町には、小学校3校、中学校2校を設置しています。

児童生徒数は、小・中学校とも減少傾向にあり、令和11年度に小学校1校、中学校1校の新校建設に向けて、再編統合の準備を進めています。

《児童生徒数の推移》

(各年度5月1日現在、単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菅谷小学校	398	391	403	408	403	414
七郷小学校	76	76	69	67	67	61
志賀小学校	225	228	229	230	222	208
小 計	699	695	701	705	692	683
菅谷中学校	225	204	201	208	217	202
玉ノ岡中学校	184	172	155	146	143	153
小 計	414	376	356	354	360	355

《児童生徒数の今後の推計》

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
菅谷小学校	397	384	352	337	300
七郷小学校	62	51	47	40	36
志賀小学校	200	191	171	157	147
小 計	659	626	570	534	483
菅谷中学校	188	178	202	217	226
玉ノ岡中学校	147	150	143	150	140
小 計	335	328	345	367	366

(2) 特別支援教育

本町では、小学校・中学校に特別支援学級を設置し、一人一人の児童生徒に応じた教育を実施しています。また、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒へは、平成23年度から小学校、平成26年度から中学校に通級指導教室を設置し、生活や学習におけるつまずきなどを軽減するために一人一人にあわせた指導を行っています。さらに、町独自に特別支援教育支援員を配置し

ています。

これまで、乳幼児期から早期に支援を要する子供の把握に努め、出生から義務教育終了段階まで切れ目なく支援を行うための発達支援体制づくりの取組を進めてきました。

今後は、さらに青年期までを見据えた支援体制整備について、検討を行っていきます。

《特別支援学級入級児童生徒数の推移》 (各年度5月1日現在、単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菅谷小学校	18	20	24	30	32	36
七郷小学校	4	3	2	2	2	2
志賀小学校	5	12	11	13	15	17
小 計	27	35	37	45	49	55
菅谷中学校	8	10	13	11	15	14
玉ノ岡中学校	9	11	10	7	8	6
小 計	17	21	23	18	23	20

《通級指導教室児童生徒数の推移》 (各年度5月1日現在、単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菅谷小学校	8	9	9	11	32	40
七郷小学校	0	1	0	0	1	2
志賀小学校	3	9	10	6	12	13
菅谷中学校	5	3	0	0	7	15
玉ノ岡中学校	0	1	0	0	6	9

(3) いじめ・不登校

いじめに対しては、各種調査の実施による現状把握、教育相談などで未然防止、早期発見、早期解決に努めています。しかしながら、重大ないじめは発生していないものの、調査においていじめを受けたと回答している児童生徒が存在していることから、一層の指導の徹底を図らなければなりません。

不登校は、「年間30日以上欠席」を理由としています。

小学校では、近年、全国平均以下となりましたが、中学校では、直近の平成29・30年度には全国平均を超え、現在に至ります。

スクール・カウンセラー、平成29年度から配置したSSW（スクールソーシャルワーカー）、町独自で配置したスクール・パートナーとともに、引き続

き、児童生徒へのきめ細やかな指導、家庭との連携、小・中連携、相談体制の強化を進めていきます。

令和 6 年度からは、不登校対策支援事業として校内支援センター（SSR）を設置し、教室に入れない児童生徒の支援にあたる体制を整えました。

《いじめの認知件数の推移》

（単位：人）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	6	9	3	5	23	(2)
中学校	3	4	7	3	12	(3)

※令和 6 年度は 7 月現在。

《児童生徒 1000 人当たりの不登校児童生徒数》

（単位：人）

	小 学 校			中 学 校		
	嵐山町	埼玉県	全 国	嵐山町	埼玉県	全 国
令和元年度	12.9	5.8	8.4	58.3	34.9	41.2
令和 2 年度	8.6	7.2	10.1	61.2	35.7	43.0
令和 3 年度	14.3	9.0	13.2	67.4	44.6	52.6
令和 4 年度	21.3	12.3	17.2	70.6	54.9	62.7
令和 5 年度	23.1	16.9	21.6	100.0	61.7	70.4

（４）学力向上

学校では、児童生徒が生涯を見据えて学ぶ意義や目的を見出し、夢や目標を持ち、それに向かって進んでいく力を養い、自分らしい生き方を実現していくための学力を培っていくことが重要です。

令和 6 年度の全国学力・学習状況調査の結果は以下のとおりです。「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、日々の授業においては、「授業のめあて」を明示するとともに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決を図ることが出来るために必要な思考力・判断力・表現力を育むよう授業改善に取り組んでいます。

また、つまずきのある児童生徒への補充学習や、家庭との連携を図りながらの学習習慣の定着をめざした取組も進めています。GIGA スクール構想の実現のため、1 人 1 台端末の効果的な活用やデジタル教科書やデジタル教材など ICT の活用も積極的に取り入れています。また、ICT を活用した一人一人にあった個別最適な学びの実現に努めています。

《令和6年度全国学力・学習状況調査結果》

	小学6年生正答率			中学3年生正答率		
	嵐山町	埼玉県(公立)	全国(公立)	嵐山町	埼玉県(公立)	全国(公立)
国語	69	69	67.7	60	59	58.1
算数 数学	65	64	63.4	50	53	52.5

(5) 運動能力

小学5年生、中学2年生を対象に全数調査で行われた令和6年度の県体力・運動能力調査の結果は、以下のとおりです。

今後も発達に応じた適正な指導を行い、A・B評価（5段階評価の上位2評価）の向上に努め、主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成が必要です。

《令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果》(さいたま市を含む)

		握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横跳び (回)	20mシャトルラン・ 持久走(秒)	50メートル走 (秒)	立ち 幅跳び (cm)	ボール 投げ (m)
小 5 男 子	嵐山町	16.60	22.20	36.25	46.98	55.75	9.27	159.35	22.82
	埼玉県	16.17	21.11	35.49	43.03	51.98	9.39	153.78	20.06
	全 国	16.01	19.19	33.79	40.66	46.90	9.50	150.42	20.75
小 5 女 子	嵐山町	15.96	21.00	40.90	46.55	49.77	9.43	158.14	13.94
	埼玉県	16.07	20.31	40.58	41.19	41.87	9.64	147.65	13.32
	全 国	15.77	18.16	38.19	38.70	36.59	9.77	143.13	13.15
中 2 男 子	嵐山町	29.10	26.50	39.31	50.47	404.02	7.96	194.65	21.49
	埼玉県	29.48	28.30	48.16	52.30	397.58	7.86	200.76	21.36
	全 国	28.95	25.94	44.47	51.51	410.69	7.99	197.18	20.57
中 2 女 子	嵐山町	21.88	23.84	45.56	45.92	291.84	8.78	166.24	13.72
	埼玉県	24.03	24.64	50.42	46.61	295.02	8.74	171.56	13.38
	全 国	23.18	21.56	46.47	45.65	309.02	8.96	166.32	12.40

4 教育環境

(1) 安全、安心な教育環境と施設設備の整備

学校施設は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時に

においては地域住民の避難所となる身近な公共施設です。

本町では、すべての小・中学校で構造体（校舎・体育館）の耐震化を終えていますが、電気設備・水道設備などは経年劣化も進み、快適とは言えない状況もみられます。令和11年4月の統合校開校後は学校としての使用を終える校舎もありますが、新校開校までは児童生徒が生活するため、安全、安心の確保を最優先に対応してまいります。

（２）学校内外の安全確保

近年、不審者による犯罪、通学路における交通事故などが全国で発生しています。本町においても、児童生徒の登下校時の安全対策が重要であり、防犯灯設置のほか、学校での指導、地域の見守りなど行っていますが、児童生徒に対しても「自分の身は自分で守る」という、危機対応能力を向上させる取り組みを推進しています。

５ 教育委員会運営

教育委員会の会議には毎月開かれる定例会のほか、臨時会があります。

会議では、教育関係の各種審議会等の委員の委嘱や各種規則等の制定などのほか、教育行政の在り方や教育行政に係る予算などについて話し合われます。

６ 生涯学習

（１）人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重され、個性を認め合いお互いの心に寄り添えるまちづくりをさらに推進していくため、様々な人権問題や考え方について学習する人権研修会を開催し、人権意識を高め、地域における人々のつながりを深める大切な場になるよう努めています。

今後、同和問題・障がい者問題など差別解消のために制定された個別の推進法を活かしながら、人権尊重意識の醸成とその実践に繋がる取組を進めていく必要があります。

《人権教育研修会等の参加者数の推移》

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人権教育研修会等参加者数	174	中止	中止	35	121

※令和2・3年度はコロナ禍のため中止

（２）社会教育

町民が心身ともに豊かに生活するため、ふれあい交流センター講座や蝶の里町民講座により、健康・文化・スポーツなど地域、グループ等のニーズに応じ

た学習の場の提供に努めています。気軽に学習できる仕組みや情報提供により社会生活に必要な幅広いつながりの学びを提供し、参加者の増加を図ります。しかし、地域における町民同士の関係の希薄化から行事やイベント等の実施が困難になっているなどの課題もあります。

《生涯学習関連講座参加者数》

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
蝶の里町民講座参加者数	1,205	144	98	94	67
ふれあい交流センター講座参加者数	536	52	中止	10	10
合 計	1,741	196	98	104	77

※令和3年度はコロナ禍のため中止

(3) 家庭教育の推進・青少年の健全育成

少子化、情報化による様々なメディア利用の普及、生活様式の多様化、社会のつながりの希薄化など、家庭や青少年を取り巻く環境が急速に変化し、様々な課題を抱えています。

(4) スポーツの推進

町民が自主的、主体的にスポーツに取り組む仕組みとして「総合型地域スポーツクラブ」を導入しています。

また、スポーツ推進委員会を中心に春と秋にスポーツフェスティバルを開催し、様々なスポーツ・レクリエーションの普及や状況に応じた健康の維持向上にも取り組んでいます。

町民の多様なニーズに応じたスポーツ・レクリエーションができる環境を整え、スポーツの振興、健康寿命の延伸につながる活動を進めており、着実に取り組む人は増えていますが、十分に浸透しているとはいえない状況もあります。

《スポーツフェスティバル参加者数の推移》

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヘルシー・スポーツフェスティバル参加者数	707	中止	中止	267	356
秋のスポーツフェスティバル参加者数	—	—	—	233	303

※令和2・3年度はコロナ禍のため中止

(5) 文化の振興

文化的な活動では、全国に誇れる文化財、史跡があり、その存在や価値について子供から大人まで知り、親しみや誇りが持てる取組を積極的に進める一方、まだまだ認知されていない状況もあります。

また、文化・芸術活動に活発に取り組んでいる人や団体もありますが、それらの人々の固定化、高齢化や少子化により伝統文化の継承が困難である、などの課題も見受けられます。

《杉山城跡来観者数》

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
杉山城跡来観者数	13,953	7,900	13,050	9,200	10,000



7 知識の森 嵐山町立図書館

図書館は、知識の森 嵐山町立図書館があり、県内各館と図書館システムで結ばれ利用者に資料提供等を行っています。

図書館は、町民の知の拠点として中核的な役割を果たします。社会の変化に伴い、人々の多様化するニーズに対応できるよう情報サービスの高度化を図ることが求められています。その一つとして近隣自治体と連携し比企電子図書館を開設しています。

町民の抱えている様々な問題に対し、「探して、調べて、提供する」課題解決型の図書館、そして町民の生活・人生が豊かになるための図書館として、暮らしに役に立つ図書館をめざし、情報拠点や居場所となる取組がますます必要になっています。

《図書館来観者数の推移》

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書貸出延べ人数	25,711	11,132	14,477	22,396	22,758
開架ホール訪問者 延べ人数	55,686	18,605	17,873	39,298	43,276

《図書等貸出冊数の推移》

(単位:冊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書等貸出冊数	106,218	47,610	66,375	98,229	98,512



第4章 第2次計画の構成

1 基本理念

今日、私たちを取り巻く社会環境は今までにない速さで変化しています。少子高齢化や社会の担い手不足、また一方では急速なグローバル化や超スマート社会の進展、さらには頻発する自然災害への対応と、問題は多様化・複雑化しています。

このように、将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となるためには、教育の使命は極めて重要です。

こうした状況において、町全体で子供たちを育てる必要があるため、教育大綱の基本理念とも合致させ、第2次教育振興基本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

ひとを育み 未来を拓く嵐山教育

町には豊かな自然とともに、木曾義仲公や畠山重忠公など、歴史に名を留める偉人や、杉山城跡や菅谷館跡など多くの歴史・文化の資源があります。

このような郷土の財産でもある豊かな環境の中で学ぶことで、豊かな心と、「ふるさと嵐山」に対する愛着と誇りを持った人が育ちます。そして何より「学ぶ」ことを「楽しむ」ことにできたとき、子供から大人まで、すべての人が夢や希望を持って自分の可能性や未来に向かって挑戦できるようになります。そのような希望に満ちたまちづくりを教育の力で目指していきます。

「人が宝のまちづくり」、まさに教育の力で人を育てることが、まちの未来を創る原動力になります。子供から大人まで、町のすべての人が夢と希望を持ち生涯を通じていきいきと学べる嵐山町の教育を推進するとともに、すべての人が町の将来に寄与できることを願い、この基本理念を掲げました。（教育大綱基本理念より）



2 基本方針

第6次嵐山町総合振興計画と教育大綱との整合のもと、以下の基本的な方針に基づき基本理念の実現を目指していきます。

基本方針Ⅰ 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成します。

未来を担う児童生徒の育成のために、確かな学力と豊かな心の育成、体力向上を推進します。確かな学力の定着には、1人1台タブレット端末の効果的な活用をはじめ、個別最適で協働的な学びのスタイルが求められます。豊かな心の醸成については、道徳教育や人権教育、国際理解教育などの充実とともに、体験活動を通して学ぶことも大切です。また、家庭と学校が連携した食に関する指導の充実を図り、健やかな体の育成を進めます。

このような取り組みを通して、急激な社会変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育てます。

基本方針Ⅱ 学校がまちのブランドとなるよう学校教育環境の充実を図ります。

「学校教育なら嵐山町」を目指し、子供たちが自らの学校に誇りを持ち、学校がまちのブランドとなるよう学校教育環境の充実を図ります。令和11年4月の学校統合を見据え、児童生徒・保護者・地域の不安を払拭し、夢と希望を持てるよう着実に準備を進めます。新校は、将来の多様な教育の形に対応可能とするとともに、環境にも配慮した新校舎建設を進めます。

児童生徒一人一人のニーズや課題が多様化する中、学校だけでなく、各種関係機関とも連携し、誰一人取り残さない支援体制の構築を図ります。

また、教育DX²⁰⁾を推進し、教員の働き方改革と、児童生徒への豊かな支援が可能となる教育環境づくりを図ります。

基本方針Ⅲ 生涯にわたる学びを支援し、文化芸術活動やスポーツの推進を図ります。

各交流センターを生涯学習、社会教育の拠点として、様々な学習機会の場を提供し、文化芸術活動の推進を図ります。国指定史跡 比企城館跡群 杉山城跡や無形民俗文化財である獅子舞や祭囃子など、豊かな伝統文化の継承と活用に努め、歴史や文化財を活用した魅力あるまちづくりを進めます。

すべての町民が、目的や関心に応じてスポーツに親しむことができる機会の創

出に努めます。特に、学校部活動の地域展開を見据え、総合型地域スポーツクラブなどと連携した活動拠点の充実を図ります。

多様な学びの場を通して、世界に目を向けられる人材育成に努めます。

3 施策の体系

「第2次嵐山町教育振興基本計画」では、基本理念と3つの基本方針のもと、8の目標と、目標達成のための22の施策をもって、計画を進めます。

目標1 確かな学力の育成

【施策1】一人一人を確実に伸ばす教育の推進

【施策2】新しい時代に求められる資質・能力の育成

【施策3】人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

目標2 豊かな心の育成

【施策4】豊かな心を育む教育の推進

【施策5】いじめ防止と生徒指導の充実

【施策6】人権を尊重した教育の推進

目標3 健やかな体の育成

【施策7】健康の保持・増進

【施策8】体力の向上と学校体育活動の推進

目標4 多様なニーズに対応する教育の推進

【施策9】特別支援教育の推進

【施策10】不登校児童生徒への支援

目標5 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

【施策11】教職員の資質能力の向上

【施策12】教育環境の整備・充実

【施策13】学校の組織運営の改善

【施策14】子供たちの安全・安心の確保

目標6 家庭・地域との連携による教育力の向上

【施策 15】家庭教育支援体制の充実

【施策 16】地域と連携・協働した教育の推進

目標7 生涯にわたる学びの推進

【施策 17】生涯学習推進体制の整備

【施策 18】読書活動を支える環境整備

目標8 文化芸術活動とスポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策 19】文化芸術活動の充実

【施策 20】伝統文化の保存と持続的な活用

【施策 21】スポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策 22】学校部活動の地域展開



第5章 施策の展開

目標1 確かな学力の育成

施策1 一人一人を確実に伸ばす教育の推進

全ての子供が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身に付けるためには、一人一人の成長やつまずきなどを把握した上で、個に応じた支援を行うことが重要です。「埼玉県学力・学習状況調査」等の結果検証を通して、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲等を把握し、「一人一人の成長を促す視点」から学校への支援を通して、児童生徒一人一人の理解に応じた指導の一層の充実を図ります。

主な取組

- 埼玉県学力・学習状況調査等の実施と、そのデータを活用した個に応じた学びの実践
- 児童生徒一人一人の学習内容定着や学力の経年変化を的確に把握することによる指導の改善
- ICT を効果的に活用した、個別最適化された学びの推進
- 小・中学校9年間の連続性を重視した小中一貫教育の推進
- 学力向上推進委員会による学力向上プランの作成と推進

施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

将来の予測が困難な時代を生きていくためには、社会への主体的な関わりや他者との交流を通じて新たな価値を創造し、未来を切り拓ひらく力を身に付けさせることが求められています。

そのためには、自ら課題を発見し答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力や、多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達段階に応じて育成していくことが必要です。その要となる教員の指導力の向上と授業改善を進めていきます。

また、グローバル社会に主体的に対応していくためには、国際理解教育を進めるとともに、地域を知り、地域を愛する心を育むことも必要になります。

さらに、情報化社会に対応するためにも、情報活用能力とともに情報モラルを身に付け、自ら考え行動できる力を育むことも必要です。

主な取組

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 各種調査結果の分析に基づいて、どのような指導や活動が学力を向上させるかについて仮説を立て、仮説に基づいた取組を実践し、その効果を次の調査で検証し、さらなる指導や活動の改善に生かす指導改善サイクルの確立
- 郷土の自然・歴史を生かした教育活動による郷土学習の充実
- 小学校教科担任制の実施と、少人数指導、学び合い学習等の指導の充実
- 国際理解教育及び外国語指導の充実
- 児童生徒の情報活用能力の育成

施策3 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

人格形成の基礎が培われる幼少期において、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことの重要性が指摘されています。また、これらは幼児期の体験を通して培われることが多いため、町立幼稚園では自然体験を始め、多様な体験活動を園の教育活動に取り入れていきます。

また、小学校生活に適應できない、いわゆる「小1プロブレム」²¹⁾に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・協力を一層推進することか求められます。「接続期プログラム」の活用を促進することで、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

主な取組

- 家庭や地域と連携した幼児教育の推進
- 幼稚園・保育所と小学校との連携・協力体制を構築し、園や地域の実態に応じて、幼児と児童の交流活動及び教職員の合同研修会等の実施
- 幼児期の教育・保育と地域の子育て支援の充実
- 幼保小の連携のための「アプローチカリキュラム／スタートカリキュラム」²²⁾の活用

目標2 豊かな心の育成

施策4 豊かな心を育む教育の推進

社会の変化に伴い、価値観も多様化する中、子供たちを取り巻く状況も大きく変化しています。児童生徒の規範意識を醸成するとともに、自己を大切にし、他者の

意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育む必要があります。

一人一人が大事にされ、互いに認め合うことができる社会の実現に向け、道徳科の授業を中心に、教育活動全体を通じて道徳的实践を促す指導を推進していきます。

また、様々な体験活動を通じて、自己肯定感、協調性など非認知能力²³⁾の醸成を図り、豊かな心の育成に努めます。

さらに、読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、豊かな人生を生きるために大切なものです。そのため子供の読書活動の充実を進めます。

主な取組

- 豊かな心を育む児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実
- 規律ある態度の育成と思いやりの心を育む教育
- 体験活動（職場体験、ボランティア体験、農業体験等）の充実
- 子供の読書活動の推進

施策5 いじめ防止と生徒指導の充実

いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの学校にも起こり得るものであるとの認識を持ち、いじめを生まない環境づくりを推進することが大切です。

いじめの早期発見・対応を図るため「いじめ防止対策推進法」や「嵐山町いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止体制の整備を進めていきます。

また、改訂された生徒指導提要の趣旨にもある「発達支持的生徒指導」を推進するとともに、「こども基本法」の趣旨に則り、子供の権利等の理解促進、教育相談の充実など、安心して学べる環境の整備を進めていきます。

主な取組

- いじめ防止対策に向けての組織的な校内指導体制の確立
- 「嵐山町いじめ・非行防止ネットワーク」の形成による小・中学校の連携の強化と家庭・地域・関係機関との連携の推進
- インターネット上でのいじめやトラブルの防止に向け、情報モラルの醸成と、関係機関と連携強化
- 基本的な生活習慣の育成と定着
- 児童生徒一人一人の理解につなげる教育相談活動の推進
- 幼保小中連携、家庭・地域や関係機関との連携強化による非行・問題行動の防止
- 発達支持的生徒指導²⁴⁾の推進
- 児童生徒の自殺予防対策の推進

施策6 人権を尊重した教育の推進

人権はすべてのひとが幸福に生きるために最も大切な権利です。しかし、様々な偏見や差別、いじめ、インターネットによる誹謗・中傷など人権課題が生じています。そのため発達段階に応じて、人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付けていくことが大切となります。

また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育の充実を図ることが必要です。

さらに、すべての年代に対し、障害者差別解消法や埼玉県部落差別解消条例の趣旨を踏まえた人権教育の推進も必要です。

主な取組

- 人権感覚の育成を図るための学習内容・指導方法の改善
- 児童虐待から子供を守るため、家庭・地域の関係機関との連携
- 性の多様性の尊重等、様々な人権課題に対応した教育の充実
- 人権教育推進に資する「ふれあいじゅく」「ふれあい講座」の推進

目標3 健やかな体の育成

施策7 健康の保持・増進

健やかな体は、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎となるものです。生活習慣や食生活の乱れから、心身に影響が出ている児童生徒も少なくありません。

そのため、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、子供たちが「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育の指導を推進するとともに、安全・安心な学校給食の提供を推進します。

主な取組

- 自らの健康を管理、改善するための資質・能力を育てる指導の充実
- 「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進
- 安全安心な学校給食の提供と「食育」の推進
- 性に関する指導、薬物乱用防止教育等、学校保健活動の推進



施策8 体力の向上と学校体育活動の推進

子供たちの体力向上を図るためには、一人一人の児童生徒の意欲を高める体育活動の充実に努めることが必要です。生涯にわたり健康な生活を送るためにも、運動習慣を身に付けさせることが学校体育活動では求められます。

また、学校における部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。生徒数の減少や教員の働き方改革等の影響を縮小し、子供たちの活動が維持できるよう、外部人材活用、地域クラブとの連携や合同部活動などで対応していきます。

主な取組

- 学校体育活動（授業、体育的行事等）の充実
- 新体力テストの結果の検証と指導の改善
- 体力向上推進委員会の運営
- 持続可能な部活動の運営（外部指導者の活用・総合型スポーツクラブとの連携）

目標4 多様なニーズに対応した教育の推進

施策9 特別支援教育の推進

障害の有無にかかわらず、誰一人取り残されない共生社会の実現が求められています。そのためインクルーシブ教育システム²⁵⁾構築に向け、多様な学びの場の提供と、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育を推進します。

また、特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制を整備するために、特別支援学級や通級指導教室など「多様な学びの場」の充実や人的措置に努めます。

主な取組

- 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実
- 特別の教育課程を編成し、各教科等における配慮事項を含めた個別の指導計画の作成
- 就学支援委員会の運営、専門機関との連携

施策10 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の増加が全国的にも大きな問題となっていますが、本町でも同様に喫緊の課題となっています。特にコロナ禍をさかいに増加が顕著になっています。

不登校児童生徒に対し、一人一人の課題に寄り添いながら、多様な学びの場を提供し、誰一人取り残さない教育の実現を目指します。また、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、未然防止・早期対応に注力し「新たな不登校を生まない」教育の実践が必要です。

主な取組

- 教育相談活動の推進及び不登校児童生徒の学ぶ機会の確保
(さわやか相談室、校内支援センター等の設置と人的措置)
- 広域適応指導教室、嵐山町子ども家庭支援センターとの連携
- 学校(学級)風土の「見える化」による不登校の未然防止の推進
(学校風土把握ツールの活用・1人1台端末の活用)

目標5 質の高い学校教育を推進するための 環境の充実

施策11 教職員の資質能力の向上

学校の教育力を高めるために、教職員のライフステージに応じた研修の充実や経験豊かな教職員の専門的な知識や技能などを若い世代の教職員に継承し、学校の組織体制の整備・充実を図ります。

人事評価制度を効果的に活用し、教職員一人一人の資質能力の向上と、組織力の向上を図ることも必要です。また規範意識の醸成を図り教職員による不祥事の根絶を目指します。

さらに、教員の働き方改革を通して質の高い教育を目指します。

主な取組

- 教員の指導力向上に関する教職員研修等の取組の充実
- 人事評価制度を活用した人材育成などの人事管理の充実
- 教職員による不祥事根絶に向けた取組の推進
- 教育活動の充実に向けた校務支援システムの有効活用
- 働き方改革の推進

施策12 教育環境の整備・充実

児童生徒の学びを支えるためには、安全で快適な教育環境の整備が必要です。また、学校規模の適正化を図ることで、より効果的で充実した教育活動を進めます。

令和 11 年度 4 月に小学校・中学校を各 1 校に統合した新校が開校します。新しい教育を見据えた新校の設計・工事を進めるとともに、統合準備委員会を組織し、必要な準備を計画的に進めます。また、老朽化した施設については、統合時期を鑑みながらも、児童生徒の安全を第一に考え対応してまいります。

さらに、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末が更新の時期を迎えます。児童生徒の情報活用能力の育成や、個別最適な学び²⁶⁾が実現できるよう ICT 環境の整備を図っていきます。

主な取組

- 新校開校に向けた、校舎の設計・工事の実施
- 円滑な学校統合に向けた統合準備委員会の運営
- 体育館空調設備の導入
- 1 人 1 台端末が効果的に活用できる ICT 環境の整備
- デジタル教科書、デジタル副読本の整備・活用

施策 13 学校組織運営の改善

現代の社会は大きく変化しており、それに伴い学校が対応する課題や役割が一層大きくなっています。また、学校だけでは解決できない課題もふえています。教員の負担増が問題となっており、外部人材や専門スタッフなど多様な人材の活用や、地域の教育力を活用することも必要となっています。さらに、地域全体で子供たちの成長を支えるしくみづくりも必要です。

また、地域・保護者の信頼を得て、開かれた学校を実現するためにも、学校自らが学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を進めることが重要です。

主な取組

- 多様な人材を活用した学校運営
- コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動²⁷⁾との一体的取組の推進
- 学校評価の効果的な活用
- 働き方改革の推進（施策 11 にも記載）



施策 14 子供たちの安心・安全の確保

学校は児童生徒の学習の場であるとともに、災害が起こった時には地域の避難場所・避難所としての役割もあります。そのための安全・安心の確保は大切です。

また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められ、訓練や研修計画的な実施が必要です。

学校内外における様々な教育活動の充実、児童生徒の安全確保を図るため、家庭や地域、関係団体・機関等との一層の連携・協力を努めます。

主な取組

- 主体的に安全行動ができるための安全・防災教育、避難訓練等の計画的実施
- 家庭・地域と連携した防犯、安全教育の推進
- 安全点検の充実と防災マニュアルや危機管理マニュアル等の整備と活用

目標 6 家庭・地域との連携による教育力の向上

施策 15 家庭教育支援体制の充実

社会の変化に伴い、家庭を取り巻く環境も変化しています。価値観も多様化しています。幼少期の子供にとって、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で、まず家庭が重要な役割を担っていることを改めて確認する必要があります。

一方、子育てに不安を持つ保護者も少なくありません。地域全体で家庭教育を支援することが必要です。社会教育委員による。「すこやか子育て宣言」の啓発や、「親の学習」²⁸⁾の充実、子育ての目安「3つのめばえ」²⁹⁾の活用促進等を図り、子育てを支援する体制づくりを推進します。

主な取組

- 「すこやか子育て宣言」を活用した家庭教育の啓発・支援の推進
- 「親の学習」の推進
- 子育ての目安「3つのめばえ」を活用した就学前教育の取組
- 幼児期の教育・保育と地域の子育て支援の充実



施策 16 地域と連携・協働した教育の推進

学校運営協議会³⁰⁾の充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めます。併せて、PTA や学校応援団等の組織と連携した学校地域協働活動を通して、学校・地域の教育力の向上を目指します。小・中学校における「学校応援団」の拡充のための支援に努め、人材の確保と体制の整備を進めます。

また、学校部活動の地域連携・地域展開を進めるために、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を、学校、地域が連携して確保・整備することが必要です。

主な取組

- コミュニティ・スクール等地域と協働した教育活動の推進
- 嵐山町子ども家庭支援センターとの連携・強化
- 学校応援団・地域の見守り活動等との連携・強化（施策 14 にも記載）
- 部活動の地域連携・地域展開の推進

目標 7 生涯にわたる学びの推進

施策 17 生涯学習推進体制の整備

生涯にわたって自ら学んでいくことは、豊かな人生を送るうえで大事なことです。その学びを支えるためには社会教育施設などにおける生涯学習の機会の整備や充実を図ることが必要です。

人生 100 年時代を充実したものとなるよう生涯学習体制の整備を進めていきます。

主な取組

- 学び合い共に支える（「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」）社会を目指す生涯学習の推進
- 町民の学びの機会の充実
- こども大学³¹⁾の充実
- 町立図書館の活用の推進



施策 18 読書活動を支える環境整備

読書活動は、単に知識や情報を得るだけでなく、感性を磨き、想像力を豊かにするなど豊かな心を醸成します。さらには、充実した人生を送ることにもつながります。そのために、町立図書館や学校図書館の環境整備と進めるとともに、資料や蔵書の充実にも努めます。また、社会のデジタル化に対応するため電子書籍の整備も進めます。

主な取組

- 町立図書館、学校図書館の整備と蔵書の充実
- 子供の読書活動の推進（施策4にも記載）
- 電子図書館の活用
- 偉人漫画「畠山重忠」の普及と活用

目標 8 文化芸術活動と

スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策 19 文化芸術活動の充実

文化芸術活動は、人々の創造性と豊かな心、人と人との繋がりを育むことにつながります。

また、学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。

主な取組

- 各種文化団体の活動支援
- 子供たちの文化芸術活動の充実
- 各種講座の実施等、町民の学びの機会の充実

施策 20 伝統文化の保存と持続的な活動

嵐山町は、豊かな自然と、菅谷館跡、杉山城跡をはじめとするゆかしい歴史と伝統の町です。これまで様々な文化財や、芸能などの伝統文化が伝わってきました。

こうした貴重な伝統文化に誇りを持ち、未来に継承していくことが求められます。また、学校教育や社会教育において積極的に活用することによって、地域の持続的

な発展にもつながります。

さらには、子供たちが地域の伝統文化を学ぶことで、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

主な取組

○文化財の適切な保存・継承と活用

○杉山城跡の保存・活用の検討、並びに学校教育活動との連携促進

○伝統文化を学ぶ機会の充実



施策 21 スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり、健康で充実した生活を送るためにも、スポーツ・レクリエーション活動に関わることが大切です。子供から大人まで、それぞれの体力や年齢、興味・関心、技術に応じて、主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるような支援に努めます。

各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、誰でも親しみやすいスポーツイベントを開催していきます。また、スポーツ・レクリエーション活動を支えるための施設の維持管理も進めていきます。

主な取組

○町民スポーツ・レクリエーション活動の推進（ひとり1スポーツ）

○ヘルシースポーツフェスティバル、秋のスポーツフェスティバル、健康マラソン大会等、スポーツイベントの開催と充実

○各種スポーツ団体の活動支援

○スポーツ施設の適切な維持管理



施策 22 学校部活動の地域展開

学校部活動を取り巻く環境が変わりつつあります。少子化の影響で十分な活動を行うことができる人数が集まらなかったり、教員の働き方改革の推進や指導者確保の課題などが顕在化し、持続可能な部活動の在り方が検討されています。

学校と地域との連携・協働により地域クラブ活動の整備・充実を図り、子供たちが将来にわたって多様な活動ができるよう、環境の整備を進めていきます。

主な取組

- 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備
（各種スポーツ団体、総合型スポーツクラブ、文化団体との連携）
- 部活動在り方検討委員会の運営
- 外部指導者の導入、合同部活動などによる学校部活動の持続的運営



《資料編》

用語の解説

No.	p.	用語	解説
1)	1	超スマート社会	サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
2)	4	子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職に、妊娠・出産・子育て等について相談することができる、市町村が設置する機関。
3)	4	嵐山町子ども家庭支援センター	子供とその家庭を地域で支えていく拠点として、「子供たちが、安全な環境の中で、安心した時間が過ごせる。その中で、子供たちの自律と自立する力を身につけることや、子育てに悩める保護者に寄り添いその支援をする」という目的で設置された施設。
4)	4	放課後子供教室「スイミー」	町内の子供を対象として、放課後や週末等に公共施設等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
5)	5	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。
6)	5	こども110番の家	子供たちが身の危険を感じたときや、犯罪等の被害に遭遇又は遭いそうになったときに、緊急避難できる場所。「こども110番の家」の看板があり、子供たちが緊急時に駆け込んで助けを求めることができる。
7)	5	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校4年生から中学校3年生までを対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握するとともに、非認知能力についても調査する。
8)	5	主体的・対話的で深い学び	「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること。

9)	5	GIGA スクール構 想	G I G Aは Global and Innovation Gateway for All の略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワー クを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく資質・能 力を確実に育成できる教育 I C T 環境を実現させる構 想。
10)	5	全国学力・学習状況 調査	文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習 状況を把握するための調査で、小学校6年生及び中学 校3年生を対象としたもの。
11)	6	スクールソーシャ ルワーカー	不登校、いじめ、虐待などさまざまな問題に直面してい る児童生徒たちの課題解決を図るコーディネーター。
12)	6	hyper-QU テスト	学校生活における満足度や意欲、対人関係スキルを評 価する心理テスト。
13)	6	広域適応指導教室	小川町、滑川町、嵐山町、ときがわ町及び東秩父村の町 村立小中学校における不登校の児童生徒に対し、自立 と学校生活への適応に関わる指導を行う広域施設。
14)	6	校内支援センター (Special Support Room)	空き教室等を活用して、不登校や集団生活に不適應傾 向のある児童生徒等を支援する教室のこと。「スペシャ ルサポートルーム」とも呼ばれる。
15)	6	新体力テスト	文部科学省では、平成 11 年度の体力・運動能力調査 から導入した、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の 進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全 面的に見直して、現状に合うかたちにしたもの。
16)	7	通級指導教室	小・中学校等の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、 情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDなどのある比較 的障害の程度が軽度である児童生徒を対象として、特 別の教育課程を編成し、主に各教科などの指導を通常 の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上 の困難の改善・克服に必要な特別の指導を行う教室。
17)	7	ALT	Assistant Language Teacher の略。基本的には担 当教員の指導のもと、担当教員が行う外国語の授業に かかる補助をする。多くは民間派遣の外国人教員。
18)	8	地域クラブ活動	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ 活動及び地域文化クラブ活動。
19)	8	統合型校務支援シ ステム	児童生徒の学習・出欠席・成績管理、通知表・指導要録 作成等の多岐にわたる機能を持つ、学校における広く 「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要と なる機能を持つシステム。

20)	25	教育 DX	教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）のこと。 学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値が創出される。
21)	29	小1プロブレム	自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないことから学校生活に適応できず、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見られること。
22)	29	アプローチカリキュラム／スタートカリキュラム	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのカリキュラム。アプローチカリキュラム（幼稚園・保育所における5歳児の1月～3月） スタートカリキュラム（小学校第1学年の4～5月）
23)	30	非認知能力	認知能力ではない能力全般。自己効力感、自制心、勤勉性、やりぬく力、向社会性など広い範囲に及ぶ。
24)	30	発達支持的生徒指導	特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、児童生徒の発達の過程を学校や教職員が支えていくという視点に立って進められる生徒指導。
25)	32	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
26)	34	個別最適な学び	目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることや個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深め、広げる学び。
27)	34	地域学校協働活動	地域の方、保護者、PTA、民間企業など、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
28)	35	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
29)	35	3つのめばえ	幼児期における「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの分野に着目し、子供たちに小学校入学までに身に付けてほしいことを子育ての目安「3つのめばえ」としてまとめたもの。
30)	36	学校運営協議会	学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくものであり、その委員は、その学

			校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命する。学校と「対等な立場」で協議を行うことができ、また、合議体として公式に学校や教育委員会に意見を述べることができる。
31)	36	こども大学	主に地域の大学やNPOなどが、子供（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野を基本に、地域の専門家などが教えるもの。

第2次 嵐山町教育振興基本計画

令和7年4月

嵐山町教育委員会

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

TEL: 0493-62-0823

URL: <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>
